

デジタル推進委員等 募集要項

令和8年4月1日改訂

1. 趣旨

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現していくためには、年齢、性別、障害や疾病の有無、地理的な制約、経済的な状況等にかかわらず、個々人が各々の必要に応じて、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組の推進が必要である。

このためには、まず、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民の意識を高めることが求められる。

このような観点から、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる者を横断的にデジタル推進委員又はデジタル推進よびかけ員（以下「デジタル推進委員等」という。）と位置付け、マイナンバーカードの活用をはじめとする各種取組等の利便性を周知し、広く国民に普及していくことを目指し、幅広く国民運動として展開する。

2. 概要

デジタル推進委員等は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」の実現に向け、デジタル機器・サービスに不慣れな方等を支援する取組に携わる意欲がある者について、本人又は所属企業・団体等からの応募に基づき、デジタル大臣が任命する。なお、本募集要項における「任命」は、常勤又は非常勤の国家公務員や地方公務員として任命するものではない。

(1) デジタル推進委員

デジタル推進委員は、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、講習会等で次の①から③までに関する事項について教え、又は利用のサポートを行う者とする。

- ① マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法
- ② 各地で実装されているデジタルサービスの利用方法
- ③ デジタル機器・サービスの利用方法

(2) デジタル推進よびかけ員

デジタル推進よびかけ員は、講習会への参加等を広く呼び掛ける等、身近にいるデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対して周知を行う意欲がある者とする。

3. 募集対象及び要件

(1) デジタル推進委員

次のいずれかに該当する者から募集する。

- ① 国が実施する事業のうち、別表1に示すものにおいて、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、その利用方法等を教える取組のほか、デジタル機器・サービス

の利活用をサポートする取組を行う者

- ② 別表 2 に示す団体等に所属する者であって、2.(1)①から③に関する事項について教え、又は利用のサポートを行う意欲のある者で、かつ、デジタル庁が指定する動画等のコンテンツ¹を視聴した者
- ③ 地方公共団体が実施又は協力する事業・取組等において、活動を行う者のうち、2.(1)①から③に関する事項について教え、又は利用のサポートを行う意欲のある者
- ④ 携帯電話事業者又は携帯電話販売代理店に所属する者であって、2.(1)①から③に関する事項について教え、又は利用のサポートを行う意欲のある者で、かつ、デジタル庁が指定する動画等のコンテンツを視聴した者
- ⑤ その他必要に応じてデジタル庁が認める者

(2) デジタル推進よびかけ員

次のいずれかに該当する者から募集する。

- ① 別表 2 に示す団体等に所属し、地域でデジタル推進委員が関わる講習会・セミナー等への参加の呼び掛けを行う意欲がある者
- ② その他必要に応じてデジタル庁が認める者

4. 任命期間

任命期間は原則 1 年間とし、年度ごとに更新する。年度途中で任命された者については、当該年度末を任命期間の末日とする。

原則として、当該年度末までに辞退の申出がない限り、翌年度末まで任命期間を更新する。なお、デジタル推進委員等の辞退を希望する場合は、デジタル庁へ辞退を希望する旨をメール等²で連絡する。

5. デジタル推進委員等として遵守すべき事項

- (1) 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」の実現のため、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する理解を持ち、きめ細やかな対応を自らのできる範囲で心掛けること。
- (2) デジタル推進委員等としての活動の中で知り得た個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を始め、個人情報の取扱いに関する関係法令（条例を含む。以下同じ。）を遵守すること。
- (3) その他、次に掲げる行為又はそれに当たるおそれのある行為を行わないこと。
 - ① 法令に違反する行為
 - ② 活動上知り得た秘密を漏えいする行為
 - ③ 社会通念上、デジタル推進委員等としてふさわしくないと考えられる営利行為
 - ④ その他公序良俗に反する等任命を受けた者としてふさわしくない行為
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

6. オープンバッジの付与等

デジタル推進委員等には、デジタル庁から任命状及びオープンバッジ（電子的な画像によるバッジ）を付与する。

なお、デジタル推進委員等としての活動に対してデジタル庁から謝金等は支給されないが、別途、日当、交通費等が支給される講習会等に参加する場合において、当該主催者側から支給を受けることを妨げるものではない。

7. 応募手続

(1) 募集時期

応募は随時受け付ける。

(2) 応募手順

次に掲げる手順に沿って応募を行うこととする。

- ① 上記「3. 募集対象及び要件」に掲げるいずれかの項目を満たすことを確認する。
- ② デジタル庁ウェブサイトのデジタル推進委員等のページに掲載する応募フォーム³からオンラインで応募する。応募フォームからの応募が難しい場合はデジタル庁に相談する。
- ③ 応募者が登録したメールアドレス宛てに送付される仮登録案内から本登録を行う。
(応募者は、個人情報の適切な取扱いに係る規約等への同意が必要)

(3) 任命

本登録の内容を確認の上、デジタル大臣名でデジタル庁がデジタル推進委員等を任命する。関連書類やオープンバッジは、原則、登録されたメールアドレス宛てに電子的に送付する。

8. その他

- (1) 応募書類に不備がある場合、デジタル庁から応募者にその旨を連絡することがある。
- (2) 応募に際してデジタル庁が取得した個人情報については、デジタル推進委員等の応募手続・任命手続、地方公共団体からの講師派遣依頼への対応等の目的に利用し、その他の用途には一切使用しない。
- (3) 虚偽の応募がなされた場合又は上記5. (3)①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合、任命を取り消すことがある。

¹ デジタル推進委員動画等コンテンツ

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie/

² 連絡先（下記リンク先最下部「問合せ先」参照）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff/

³ 応募フォーム

<https://digital-ps.digital.go.jp/>

別表1 国が実施するデジタル機器・サービスに不慣れな方等をサポートする事業

所管省庁	事業名
総務省	地域情報化アドバイザー派遣事業
厚生労働省	障害者 ICT 総合サポート推進事業
	視聴覚障害者情報提供施設（点字出版施設を除く。）
文部科学省	学校 DX 戦略アドバイザー事業
	情報通信技術支援員（ICT 支援員）の配置の促進
農林水産省	地域資源活用・地域連携サポート事業
	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林集約・循環成長対策
警察庁	サイバー防犯ボランティア活動の促進

※1 状況に応じ、対象となる事業は随時更新する。

※2 上記事業での活動内容のほか、デジタル推進委員等としての義務的な追加業務が発生することはない。

別表2 地域コミュニティの活性化を図る取組を行う団体等※1

団体名
全国中小企業青年中央会
日本青年会議所及び各地の青年会議所
各地の商工会
一般社団法人 新経済連盟
一般社団法人 日本経済団体連合会
一般社団法人 全国銀行協会
全国商店街振興組合連合会及び各地の商店街振興組合連合会
一般財団法人 ニューメディア開発協会
日本行政書士会連合会
一般社団法人 日本支援技術協会
各地のシルバー人材センター
日本税理士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会
一般社団法人 日本 IT 団体連盟
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
全国電機商業組合連合会
一般社団法人 パソコンープ
各地の社会福祉協議会
各地の商工会議所

一般社団法人 ソフトウェア協会
一般社団法人 ウェブ解析士協会
全国社会保険労務士会連合会
一般社団法人 全国農業協同組合中央会
一般財団法人 草の根サイバーセキュリティ推進協議会
一般社団法人 全国信用金庫協会
日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
国の行政機関または各地の地方公共団体※ ²

- ※¹ 表に掲げる団体に所属（登録）している企業等も対象に含まれるものとする。
- ※² 「国の行政機関または各地の地方公共団体」に所属する者は、業務時間外に任意で活動するものとする。
- ※³ 状況に応じ、対象となる団体は随時更新する。

【改訂履歴】

令和4年7月27日改訂

令和4年9月1日改訂

令和4年9月30日改訂

令和4年10月31日改訂

令和4年11月4日改訂

令和4年11月17日改訂

令和4年12月16日改訂

令和5年2月2日改訂

令和5年3月31日改訂

令和5年7月28日改訂

令和5年10月25日改訂

令和6年2月15日改訂

令和6年3月29日改訂

令和6年4月15日改訂

令和7年3月10日改訂

令和7年4月1日改訂

令和8年4月1日改訂